

「ゆりぷりん」製造・販売希望事業者募集実施要項

1. 趣旨

本市 PR 及び産業振興を目的に、「ゆりぷりん」を製造・販売する事業者（以下「事業者」）を募集する。

2. 募集条件

応募事業者は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、菓子等の製造販売または飲食店を経営していること
- (2) 市の特産品振興に寄与する意思があり、レシピを利用して事業展開する意欲があること
- (3) 本実施要項を遵守できること
- (4) 市から活動報告及び販売実績等を求められた場合、市に協力すること
- (5) レシピ内容を第三者に無断で公開しないこと

3. 手数料

レシピ提供等に係る手数料等は無料とする。

4. 製造・販売

(1) 製造

- ア 市は「ゆりぷりん」に関するレシピ（原材料、配合、製造等に関する情報）を書面にて提供するものとする。なお、「ゆりぷりん」はプリン液と由利本荘市産原材料のジャムから構成されるもので、一般的なプリン（プリン液のみ、またはプリン液とカラメルのみ）を製造する場合は、レシピの提供は認めない。
- イ 事業者は提供されたレシピ通りに製造するものとする。但し、作業手順や味に大きな影響を及ぼさない程度の配合変更はこの限りではない。
- ウ 「ゆりぷりん」に貼付するパッケージシールは、市がデザインしたシールとする。但しシールの形状については容器に合わせたものに変更してもよい。また、シール製造事業者は事業者に一任するが、製造にかかる費用は事業者負担とする。
- エ 食品表示ラベルは事業者が貼付するものとし、費用は事業者負担とする。
- オ 「ゆりぷりん」に使用するジャムは、現行の「りんご」と「ブルーベリー」以外に事業者による新規開発を強く推奨するが、製造に当たっては事前に市の許可を得ること。
- カ 新規開発に伴う新たなパッケージシールは、色と原料名のみの変更とし、デザインの変更は認めない。

(2) 販売

- ア 販売手段、販路等については事業者に一任する
- イ 梱包資材等については事業者に一任する

5. 市の支援について

「ゆりぷりん」の製造・販売に関して、市は以下の支援をおこなうものとする

- (1) 市公式 SNS 等による PR 及び告知
- (2) 外貨獲得加速化推進事業費補助金（新規商品開発の場合）
※店内喫食を目的とする商品開発は該当しない
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの

6. 募集期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

7. 製造許可期間

レシピ提供決定から1年間。

※製造・販売を継続したい場合は、許可期限前日までに市に申し出ること。

8. 応募手続き

「ゆりぷりん」の製造・販売を希望する事業者は、応募申請書（様式第1号）を作成し、提出すること。

【書類提出先】由利本荘市役所 観光文化スポーツ部 まるごと売り込み課

〒015-8501 由利本荘市尾崎17

TEL：0184-24-6266 FAX：0184-24-3044

メールアドレス：urikomi@city.yurihonjo.lg.jp

【提出方法】FAX、メールまたは郵送

※FAX、メール送信後、3日以内に市より受信した旨の返信が無い場合、お手数ですが電話にてお知らせ下さい。

9. 決定までの流れ

次の手順で審査し決定する。

- (1) 書類審査：応募資格および内容の確認
- (2) 面談：応募者と担当者の面談を実施し、利用意向や計画を確認（面談日は市から連絡します）
- (3) 決定：条件を満たす事業者を決定

10. その他

- (1) 本要項の内容は、事前の通知なく変更する場合がある
- (2) 提供されたレシピを用いた商品に関する事故等の責任は事業者に帰属する
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める